

投票日前でも期日前投票 又は不在者投票ができます。

●次のような事由に該当し、投票日に投票に行けないと見込まれる者は、期日前投票又は不在者投票ができます。

- ◎投票日当日、仕事や冠婚葬祭等の予定がある者
- ◎投票日当日、投票区の区域外に旅行又は滞在する予定がある者
- ◎投票日当日、病気やケガ、妊娠、出産等により、投票に行けない者

●期日前投票又は不在者投票の できる期間及び時間

選挙期日の公示(告示)日の翌日から投票日前日まで毎日、原則として午前8時30分～午後8時

●期日前投票のできる場所

住所地の市区町の期日前投票所

●不在者投票のできる場所

滞在地の市区町村選挙管理委員会、指定病院等

こんな場合が 無効になります。 気をつけて!

せっかくの投票もルールをはずれると無効になります。

〈無効になる場合〉

- 所定の用紙を使わなかった。
- 候補者以外の氏名を書いた。
- 2人以上の氏名を書いた。
- 候補者の氏名のほか、それ以外のことを書いた(氏名の下に「へ」「さんへ」とついたり、「必勝」「当選」などと書いても無効。ただし、職業・身分・住所・敬称の類は例外)。
- 誰の氏名か確認できない。
- 白紙投票、いたずら書き。

投票日に
投票に行けない、
どうしたら
よいか。



大切な一票、
無効に
しないで。

